

## 市立児童発達支援事業所における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市立児童発達支援事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援の事業を行う事業所（以下「市立児童発達支援事業所」という。）に設置し、又は市立児童発達支援事業所において運用する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、船橋市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱（平成24年船橋市要綱）第14条の規定に基づき、個人情報の適切な取扱いに資するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として公共施設等に継続的に設置する特定の個人を識別できる画像の撮影装置であって、記録機能を備えているものをいう。
- (2) 防犯カメラ等 防犯カメラ、画像表示装置、画像記録装置その他附属物をいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影され、即時に画像表示装置により表示される画像（音声を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、画像記録装置又は外部記憶媒体に記録された画像のデータをいう。
- (5) 再生画像 画像表示装置により表示された画像データをいう。

### (市長等の責務)

第3条 市長は、市民等が承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラ等の設置又は運用に関し、個人情報の保護に努めるものとする。

2 市長は、画像及び再生画像並びに画像データ（以下「画像データ等」という。）から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じるものとする。

3 職員又は職員であった者は、画像データ等から知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(防犯カメラ等の設置)

第4条 市長は、市立児童発達支援事業所の利用者の事故防止、犯罪の予防、市立児童発達支援事業所の適正な管理及び警備等守衛業務の補助として、防犯カメラ等を設置する。

2 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は、次の表のとおりとする。

施設名	設置場所	設置台数	撮影範囲
東簡易マザーズホーム	玄関外壁	1台	玄関出入口
西簡易マザーズホーム	玄関ホール	1台	玄関出入口
ひまわり親子教室	5階エレベーターホール	1台	事業所出入口

(防犯カメラ等管理者)

第5条 市長は、画像データ等から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のため、防犯カメラ等管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指名する者がその職務を代行する。

3 管理者は、当該防犯カメラ等の運用を担当する所属の長をもって充てる。ただし、当該所属の長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(防犯カメラ等取扱者)

第6条 管理者は、必要に応じ、その業務を補助する防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

2 取扱者は、防犯カメラ等の作動点検を隨時行い、異常が認められた場合は遅滞なく管理者に連絡しなければならない。

(防犯カメラの設置の表示)

第7条 市長は、防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラの設置者名又は管理者の職名を防犯カメラの設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に容易に視認できる方法により表示するものとする。

(画像表示装置及び画像記録装置の設置場所)

第8条 市長は、防犯カメラに係る画像表示装置及び画像記録装置を施錠可能な室内等で職員以外の者が見通すことができない場所に設置する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(画像データの管理)

第9条 画像データの管理は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 管理者及び取扱者以外の者は、防犯カメラ等の操作をしてはならない。
  - (2) 管理者は、画像データを編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のままで保管しなければならない。
  - (3) 外部記憶媒体に係る画像データは、市長が特別の事情があると認めるときを除き、施錠可能な室内の施錠可能な保管庫内で保管しなければならない。この場合においては、管理者の許可なく、画像データを保管場所以外に持ち出してはならない。
  - (4) 管理者、取扱者その他の職員は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像を監視することができる。
  - (5) 管理者及び取扱者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、再生画像を検索することができる。この場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、管理者及び取扱者以外の職員並びに管理者が指定した者を立ち会わせること（再生画像の撮影を含む。）ができる。
  - (6) 管理者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像データの複製物を作成し、捜査機関に提供することができる。
  - (7) 画像データは、前号に該当する場合その他防犯カメラ等の設置目的を達成するため必要な場合を除き、複製してはならない。
  - (8) 画像データの保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間をいう。以下同じ。）は、14日以内とする。
  - (9) 前号の規定にかかわらず、第5号の規定により再生画像を検索し、若しくは第6号の規定により画像データの複製物を提供し、又は次条第2項の規定により画像データを利用し、若しくは画像データの複製物を提供した場合は、当該検索し、提供し、又は利用した日から1年間、保管期間を延長するものとする。
  - (10) 保管期間を経過した画像データは、速やかに、かつ、確実に消去するものとする。
  - (11) 記憶媒体の劣化が認められた画像データ及び第6号又は次条第2項の規定により提供した後に返還された複製物である画像データは、速やかに、かつ、確実に消去し、及び記憶媒体の破碎、裁断等を行い、廃棄するものとする。
- (画像データの利用及び提供の制限)

第10条 市長は、法令に基づく場合を除き、防犯カメラ等の設置目的の範囲を超えて画像データを市長部局内部若しくは市の機関（市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。）

以下同じ。) 相互において利用し、又は画像データの複製物を他の市の機関若しくは市の機関以外の者に対して提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置目的以外の目的のために画像データを自ら利用し、又は画像データの複製物を提供することができる。ただし、画像データ及び画像データの複製物を設置目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 市長が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で画像データを内部で利用する場合であって、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に画像データの複製物を提供する場合において、画像データの複製物の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る画像データを利用し、かつ、当該画像データを利用するについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために画像データの複製物を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他画像データの複製物を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定により、画像データを利用し、又は画像データの複製物の提供を受けようとする者は、法令又は条例に定めがある場合を除くほか、市立児童発達支援事業所における防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供申込書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

4 市長は、前項の規定による申し込みがあった場合は、その内容を審査し、利用又は提供の承諾・不承諾を決定し、その旨を市立児童発達支援事業所における防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供承諾・不承諾通知書（第2号様式）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、画像データを収集したときの取扱目的以外の目的のための利用を特定の部局に限ることができる。

6 市長は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供先に対し、提供に係る画像データの利用目的又は利用方法の制

限その他必要な制限を付するとともに、次に掲げる安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。ただし、官公署に提供する場合は、この限りでない。

- (1) 画像データの漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止に関すること。
- (2) 画像データの複製物の提供を受けた目的以外の利用及び提供の禁止に関すること。
- (3) 画像データを無断で複写し、又は複製することの禁止に関すること。
- (4) 画像データの搬送に関する事項
- (5) 画像データの複製物の提供を受けた目的に係る業務（第8号において「業務」という。）終了後の画像データの複製物の取扱いに関すること。
- (6) 画像データの取扱いに関し、従事者への周知に関すること。
- (7) 画像データの取扱いに関し、責任者の設置に関すること。
- (8) 業務の委託の禁止又は制限に関すること。
- (9) 事故等の発生時における報告義務に関すること。
- (10) 損害賠償に関すること。
- (11) その他画像データの保護に関し必要な事項

（再生画像の検索等に伴う記録）

第11条 管理者は、再生画像の検索並びに画像データの複製、提供、目的外利用・提供、消去（市長が特別の事情があると認めるときを除く。）及び廃棄に関する事項その他必要な事項を市立児童発達支援事業所における防犯カメラ等に係る画像データ管理簿（第3号様式）に記録しなければならない。

（苦情の処理）

第12条 管理者は、防犯カメラ等の設置又は運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
（船橋市西簡易マザーズホームにおける保安カメラ等の設置及び運用に関する要綱の廃止）
- 2 船橋市西簡易マザーズホームにおける保安カメラ等の設置及び運用に関する要綱は、

廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

市立児童発達支援事業所における防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供申込書

年 月 日

船橋市長 あて

住所又は居所（法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地）

〒 —

フリガナ

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号

法人その他の団体にあっては担当者氏名

市立児童発達支援事業所における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第10条  
第3項の規定により、下記のとおり画像データの利用・提供を申し込みます。

記

利用目的	
撮影場所	
検索画像データ	年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで
記録媒体	<input type="checkbox"/> 複製データ <input type="checkbox"/> その他
検索利用者 職・氏名	
保管責任者 職・氏名	
返却予定日	年 月 日
特記事項	

第2号様式

市立児童発達支援事業所における防犯カメラ等に係る  
画像データ利用・提供 承諾・不承諾通知書

第 号  
年 月 日  
様

船橋市長 印

年 月 日付けで申込みのあった市立児童発達支援事業所（施設名：  
）における防犯カメラ等に係る画像データの利用・提供について、  
市立児童発達支援事業所における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第10条第  
4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 利用・提供を承諾します。

返却期日 年 月 日 ( )

利用・提供の条件

2 利用・提供を承諾しません。

理由

第3号様式

## 市立児童発達支援事業所における防犯カメラ等に係る画像データ管理簿